避難確保計画に基づく訓練の実施及び報告に係るＱ＆Ａ

[Ｑ１　なぜ訓練を実施する必要があるのか？また訓練を実施しなかったらどうなるのか？（P1）](#Q１)

[Ｑ２　避難確保計画に基づく訓練は毎年実施報告書の提出が必要なのか？（P１）](#Q3)

[Ｑ３　避難確保計画に基づく訓練を年に複数回実施しているが、実施した訓練は全て報告する必要があるのか？（P１）](#Q4)

[Ｑ４　どのような訓練を実施すればいいのか？（P２）](#Q5)

[Ｑ５　避難確保計画に基づく訓練は消防訓練などと一緒に行ってもいいのか？（P２）](#Q2)

⇒　近年、全国各地で豪雨災害が発生しており、要配慮者利用施設（避難行動に時間を要する方が利用する施設）においては、洪水等により浸水が発生すれば、深刻な被害が発生する恐れがあります。このため、要配慮者利用施設の利用者が円滑かつ迅速に避難できるように防災体制や避難場所等を記載した避難確保計画を作成し、計画に基づく訓練を実施する必要があります。

なお、水防法により訓練の実施・報告は義務とされおり、義務を果していない要配慮者利用施設については、市町村が必要な指示を行い、その指示に従わなかった場合は、その施設名称の公表をすることができるとされています。

Ｑ１　なぜ訓練を実施する必要があるのか？また訓練を実施しなかったらどうなるのか？

Ｑ２　避難確保計画に基づく訓練は毎年実施報告書の提出が必要なのか？

⇒　水防法において、実施・報告が義務付けられており、避難確保計画においても、年に１度以上の訓練を実施する旨を記載して頂くこととしておりますので、毎年の訓練実施及び報告書の提出をお願いします。なお、報告にあたっては本市ホームページ掲載の実施報告書の様式をご使用ください。

Ｑ３　避難確保計画に基づく訓練を年に複数回実施しているが、実施した訓練は全て報告する必要があるのか？

⇒　避難確保計画に基づく訓練を年に複数回実施している場合、まとめて報告書に記載して頂き、提出して頂ければ結構です。なお、避難確保計画に基づく訓練以外の訓練（消防訓練等）については記載不要です。

Ｑ４　どのような訓練を実施すればいいのか？

⇒　避難確保計画に基づく洪水等の水害を想定した訓練を実施してください。実際に想定している避難場所へ移動を行うなどの訓練だけでなく、避難経路等を地図上で確認を行うなどの図上訓練や備蓄品の在庫状況・保管場所等を確認し情報共有を行うことも訓練になります。また、毎年同じ訓練を行うのではなく、色々な訓練を行うことも大切となりますので、施設の状況に応じて訓練内容を検討して頂くようお願いします。

【訓練例】

　・実際に避難所へ移動を行う立退き避難訓練

　・施設内の避難場所へ移動を行う屋内安全確保訓練

　・避難経路の確認訓練（実際に歩くもの、地図上で確認するもの）

　・持出し品、備蓄品の確認訓練（在庫状況、使用可能かどうか等）

　・非常時に防災体制を取ることができるか等の情報伝達訓練

Ｑ５　避難確保計画に基づく訓練は消防訓練などと一緒に行ってもいいのか？

⇒　一緒に行っていただいても差支えございませんが、必ず洪水等の水害を想定した訓練（避難確保計画に基づく訓練）も実施してください。例えば、避難訓練を行った際、訓練の避難先が施設の１階や屋外の空地など浸水の危険性がある場合、避難確保計画に基づく訓練として訓練を行ったことにはなりませんのでご注意ください。

以　上